

奈井江町第5期まちづくり計画基本構想（平成17年3月7日議決）新旧対照表

改 定 前	改 定 後
<p>はじめに</p> <p>社会情勢が刻々と変化する中、地方自治体においては、<u>地方分権や市町村合併、さらには自治体間協力などに対応するために、これまで育んできた自治に新たな発想を加える挑戦が続いています。</u></p> <p>奈井江町は、平成15年に実施した「市町村合併問題に関する住民投票・子ども投票」を経て、<u>現在は自律プランに基づく協働のまちづくりを進めています。</u></p> <p>また、<u>本年4月、まちづくりの指針となる「奈井江町まちづくり自治基本条例」を施行し、住民主体の自治の実現を目指すことになりました。</u></p> <p><u>そして、この条例と連動する「第5期まちづくり計画」が平成17年度を起点としてスタートします。</u></p> <p>「一人ひとりが主役のまちづくり」 「心の豊かさを追求するまちづくり」 「広域的な視野に立ったまちづくり」</p> <p>この3つを基本目標として、<u>今後10年間、町民の皆様と手を携えてまちづくりを進めます。</u></p> <p><u>この計画の着実な推進を図るため、町民の皆様の積極的なご参加とご協力、さらには関係機関の皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。</u></p> <p><u>平成17年3月</u></p> <p style="text-align: right;">奈井江町長 北 良 治</p> <p>奈井江町まちづくり自治基本条例（前文） 略</p>	<p>はじめに</p> <p>社会情勢が刻々と変化する中、地方自治体においては、<u>地方分権への対応や住民サービスの向上のため、これまで育んできた自治に新たな発想を加える挑戦が続いています。</u></p> <p>奈井江町は、平成15年に実施した「市町村合併問題に関する住民投票・子ども投票」を経て、<u>当面の自律に向けた取り組みを進めてきました。</u></p> <p>また、<u>平成17年4月「奈井江町まちづくり自治基本条例」を施行し、住民主体の自治の実現を目指しながら、これと連動する「第5期まちづくり計画」をスタートさせました。</u></p> <p>「一人ひとりが主役のまちづくり」 「心の豊かさを追求するまちづくり」 「広域的な視野に立ったまちづくり」</p> <p>この3つを基本目標として、<u>（削除）町民の皆様と手を携えてまちづくりを進めます。</u></p> <p><u>この計画は、施策の大綱を示した基本構想と前後期各5ヵ年の実施計画により執り進められています。今般、後期実施計画の策定にあたり、地域主権に向けた改革等、地方自治を取り巻く環境の変化に対応し、まちづくり計画の一部見直しを行いました。</u>町民の皆様の積極的なご参加とご協力、さらには関係機関の皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p style="text-align: right;">奈井江町長 北 良 治</p> <p>奈井江町まちづくり自治基本条例（前文） 略</p>

改 定 前	改 定 後
<p>計画の策定にあたって</p> <p>I. 計画策定の背景</p> <p>奈井江町では、昭和46年（1971年）の「奈井江町振興計画」の策定以来、これまで4期にわたり総合計画を策定し、社会経済情勢の動向や町民の意向を反映した計画的なまちづくりに努めてきました。</p> <p>分権型社会の創造をめざし、地方分権一括法が、平成12年（2000年）4月に施行され、地方自治体は、主体性、独自性を発揮し、個性豊かで活力ある地域づくりを行うことが重要となる一方で、国による市町村合併が推進されています。</p> <p>こうした社会情勢の中、奈井江町は平成15年（2003年）に住民投票を行い当面は、中空知地域の市町村合併に参加しないことを決め、直面する行財政問題への対応策として、町民参加のもと「奈井江町自律プラン」を策定し、町民と町がともに考え行動する協働のまちづくりを進める方針を打ち出しました。</p> <p>しかし、長引く不況、国の構造改革、深刻な少子高齢化問題など、地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しく、多くの課題を投げかけています。</p> <p>こうした町を取り巻く環境の変化に対応して、生涯にわたって豊かで住みよいと感じるまちづくりを進めるため、人、組織、自然環境、立地条件など、本町を構成するあらゆる資源を活用し、町民が主体となって町をつくりあげる住民自治を発揮し、個性あるまちづくりに向けて創意工夫することが必要になっています。</p> <p><u>これまで育んできた様々な成果に、新たな発想を組み入れながら、長期的視野に立って計画的なまちづくりを進めるため、平成17年度（2005年度）を始点とする「奈井江町第5期まちづくり計画」（以下、「まちづくり計画」という。）を策定しました。</u></p> <p>II. 計画の構成 略</p>	<p>計画の策定にあたって</p> <p>I. 計画策定の背景</p> <p>奈井江町では、昭和46年（1971年）の「奈井江町振興計画」の策定以来、これまで4期にわたり総合計画を策定し、社会経済情勢の動向や町民の意向を反映した計画的なまちづくりに努めてきました。</p> <p>分権型社会の創造をめざし、地方分権一括法が、平成12年（2000年）4月に施行され、地方自治体は、主体性、独自性を発揮し、個性豊かで活力ある地域づくりを行うことが重要となる一方で、国による市町村合併が推進されています。</p> <p>こうした社会情勢の中、奈井江町は平成15年（2003年）に住民投票を行い当面は、中空知地域の市町村合併に参加しないことを決め、直面する行財政問題への対応策として、町民参加のもと「奈井江町自律プラン」を策定し、町民と町がともに考え行動する協働のまちづくりを進める方針を打ち出しました。</p> <p>しかし、長引く不況、国の構造改革、深刻な少子高齢化問題など、地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しく、多くの課題を投げかけています。</p> <p>こうした町を取り巻く環境の変化に対応して、生涯にわたって豊かで住みよいと感じるまちづくりを進めるため、人、組織、自然環境、立地条件など、本町を構成するあらゆる資源を活用し、町民が主体となって町をつくりあげる住民自治を発揮し、個性あるまちづくりに向けて創意工夫することが必要になっています。</p> <p><u>これを受けて、平成17年度（2005年度）を起点とする「奈井江町第5期まちづくり計画」（以下、「まちづくり計画」という。）においては、新たな発想を組み入れながら、長期的な視野に立ち、併せて具体的な取り組みを実施計画に記してまちづくりを進めてきました。</u></p> <p><u>今国内の情勢は、地域主権に重点を置いた政策に転換されています。後期5カ年の実施計画を策定するにあたり、これら地方自治を取り巻く環境の変化に対応するため、基本構想の一部見直しを行い、更なる自治の発展を目指してまいります。</u></p> <p>II. 計画の構成 略</p>

改 定 前	改 定 後
<p>Ⅲ. 計画の期間 基本構想の期間は、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）までとしています。 実施計画は、前期計画を平成17年度（2005年度）から平成21年度（2009年度）まで、後期計画を平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までとしています。 <u>なお、後期実施計画については、平成21年度（2009年度）に前期実施計画の実績や社会経済情勢等を踏まえ、新たに策定を行います。</u></p> <p>基本構想 Ⅰ. 計画の目的～Ⅳ. まちづくりのテーマ 略</p> <p>Ⅴ. 政策の大綱 「まちづくりの基本目標」や「まちづくりのテーマ」に掲げる理念を実現するため、次の5つの視点で政策を進めます。 1. 安全で環境にやさしいまちづくり すべての町民が快適な生活を営むため、道路、住宅、下水道、公園などの社会資本の充実を図るとともに、既存施設の効率的な利用と管理を進めます。 自然災害や交通災害などの様々な災害から町民を守り、安心して生活できる環境をつくるため、消防・防災体制を充実します。 ゆとりある生活空間や自然とのふれあいへの欲求が高まる中、本町の自然や環境の恵みを将来にわたり守り育てるため、自然環境の保全と資源の有効利用を進めます。</p> <p>2. 健やかで心ふれあうまちづくり すべての町民が健康でいきいきと暮らせる地域社会をつくるため、介護保険サービスや社会保障制度の充実を図るとともに、保健・医療・福祉が一体となったサービス基盤をつくり、町民一人ひとりの健康状態に応じた健康づくりや介護予防などを進めます。 女性の社会進出や核家族化などによる少子化が進み、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、安心して子供を産み、育てることができる環境をつくるため、多様化する保育ニーズに応えた様々な子育て支援を進めます。</p>	<p>Ⅲ. 計画の期間 基本構想の期間は、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）までとしています。 実施計画は、前期計画を平成17年度（2005年度）から平成21年度（2009年度）まで、後期計画を平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までとしています。 <u>(削除)</u></p> <p>基本構想 Ⅰ. 計画の目的～Ⅳ. まちづくりのテーマ 略</p> <p>Ⅴ. 政策の大綱 「まちづくりの基本目標」や「まちづくりのテーマ」に掲げる理念を実現するため、次の5つの視点で政策を進めます。 1. 安全で環境にやさしいまちづくり すべての町民が快適な生活を営むため、道路、住宅、下水道、公園などの社会資本の充実を図るとともに、既存施設の効率的な利用と管理を進めます。 自然災害や交通災害などの様々な災害から町民を守り、安心して生活できる環境をつくるため、消防・防災体制を充実します。 ゆとりある生活空間や自然とのふれあいへの欲求が高まる中、本町の自然や環境の恵みを将来にわたり守り育てるため、自然環境の保全と資源の有効利用を進めます。 <u>住みよいまちづくりのため、ごみの減量化や環境美化に努めるとともに、低炭素社会の実現に努めます。</u></p> <p>2. 健やかで心ふれあうまちづくり すべての町民が健康でいきいきと暮らせる地域社会をつくるため、介護保険サービスや社会保障制度の充実を図るとともに、保健・医療・福祉が一体となったサービス基盤をつくり、町民一人ひとりの健康状態に応じた健康づくりや介護予防などを進めます。 女性の社会進出や核家族化などによる少子化が進み、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、安心して子供を産み、育てることができる環境をつくるため、多様化する保育ニーズに応えた様々な子育て支援を進めます。</p>

改 定 前	改 定 後
<p>ノーマライゼーション思想をもとに、障がいのあるなしにかかわらず、すべての町民がともに暮らしていける地域社会をつくるため、障がい者の社会参加や利用者のニーズに応じた福祉サービスの充実を図ります。</p> <p>3. 学びあい心潤うまちづくり 次代の担い手である子どもたちの自ら学び考える「生きる力」を育むため、<u>学習指導の創意工夫と地域の特性を活かした教育を実践するとともに、まちづくりや自然との関わりを通じて、青少年の心豊かな成長を支援します。</u> 物の豊かさから心の豊かさが求められる時代の到来とともに、生涯学習への関心が高まっていることから、地域に根ざした町民の芸術・文化活動やスポーツ活動など、生涯を通じて学習できる機会の創出を進めます。</p> <p>4. 魅力ある産業をめざすまちづくり <u>安全・安心な食料の生産や国土保全などの多面的機能を維持し、まちの特徴である農業の発展を図るため、生産基盤の整備や担い手の育成などの幅広い取り組みを通じて、豊かで魅力ある農業の基盤づくりを進めます。</u> <u>商工業の発展を通じて、地域経済の活性化や町民の雇用の拡大を図るため、新たな企業の立地や地域資源を活かした新たな産業の育成を進めるとともに、恵まれた交通立地条件と豊かな自然を活かした、ゆとりとうるおいが得られる観光づくりを進めます。</u></p> <p>5. みんなでつくりあげるまちづくり 地方分権型の社会にふさわしい、町民一人ひとりが主役のまちづくりを進めるため、情報公開や町民参加を積極的に行い、町民と町がともに考え行動する協働のまちづくりを進めます。 町民の多様なニーズに応えながら、自主・自律の行財政運営を行うため、民間活力の導入や事業の見直しなどの新たな視点に立った改革を積極的に進めるとともに、他市町村との広域連携を推進し、町民サービスの向上と行財政運営体制の強化を進めます。</p>	<p>ノーマライゼーション思想をもとに、障がいのあるなしにかかわらず、すべての町民がともに暮らしていける地域社会をつくるため、障がい者の社会参加や利用者のニーズに応じた福祉サービスの充実を図ります。 <u>少子高齢化とあわせて人口減少が続き、人口構造が変化している中、高齢者の生きがいづくりやマンパワーの活用を推進します。</u></p> <p>3. 学びあい心潤うまちづくり 次代の担い手である子どもたちの「生きる力」を支える「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むため、<u>新学習指導要領の創意工夫と地域の特性を活かした教育を実践するとともに、より良い教育環境を提供するため、小学校統合の検討を進めます。</u> 物の豊かさから心の豊かさが求められる時代の到来とともに、生涯学習への関心が高まっていることから、地域に根ざした町民の芸術・文化活動やスポーツ活動など、生涯を通じて学習できる機会の創出を進めます。</p> <p>4. 魅力ある産業をめざすまちづくり 自然環境の保全に大きな役割を果たしている、<u>農業が持つ多面的機能の維持・増進を図るとともに、安心・安全な食料の生産に対する支援、生産基盤の整備や担い手の育成などの幅広い取り組みを通じて、まちの基幹産業である農業の発展を図ります。</u> <u>それぞれの産業分野で自助努力されている各事業者等を支援し、地域の活性化を図るとともに、新たな企業立地や魅力ある産業のまちづくりを目指し、各種関係機関と連携強化を図ります。</u> <u>恵まれた交通立地条件と豊かな自然を活かした、観光づくりを進めます。</u></p> <p>5. みんなでつくりあげるまちづくり 地方分権型の社会にふさわしい、町民一人ひとりが主役のまちづくりを進めるため、情報公開や町民参加を積極的に行い、町民と町がともに考え行動する協働のまちづくりを進めます。 町民の多様なニーズに応えながら、自主・自律の行財政運営を行うため、民間活力の導入や事業の見直しなどの新たな視点に立った改革を積極的に進めるとともに、他市町村との広域連携を推進し、町民サービスの向上と行財政運営体制の強化を進めます。</p>

改 定 前	改 定 後
VI. 計画の体系 略	<p><u>地域主権・地方重視の社会に対応するため、国と地方及び自治体間の役割分担や地方自治を高める施策の検討を進めるとともに、必要となる施策の提案を国に対し積極的に行います。</u></p> <p>VI. 計画の体系 略</p>